



日本銀行 政策委員会月報

令和3年1月



第854号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（1月20・21日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（1月20・21日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月20・ 21日）	3
◆「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月 20・21日）	6
◆「経済・物価情勢の展望（2021年1月）」の基本的見解を決定 する件（1月20・21日）	16
◆金融政策決定会合の議事要旨（2020年12月17、18日開催分） に関する件（1月20・21日）	16
(2) 通常会合関係	17
◆政策委員会月報（令和2年12月）に関する件（1月19日）	17
2. 報告事項	18

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（1月20・21日）

本委員会は、令和3年1月20・21日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとする。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（1月20・21日）

本委員会は、令和3年1月20・21日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。なお、当面は、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。
2. CP等、社債等については、それぞれ約2兆円、約3兆円の残高を維持する。これに加え、2021年9月末までの間、CP等、社債等の合計で約15兆円の残高を上限に、追加の買入れを行う。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月20・21日）

本委員会は、令和3年1月20・21日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

別紙

2021年1月21日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対1）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとする¹。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

①ETFおよびJ-REITについて、当面は、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う²。

②CP等、社債等については、それぞれ約2兆円、約3兆円の残高を維持する。これに加え、2021年9月末までの間、CP等、社債等の合計で約15兆円の残高を上限に、追加の買入れを行う。

2. 日本銀行は、「貸出増加を支援するための資金供給」および「成長基盤強化を支援するための資金供給」について、貸付実行期限を1年間延長することを決定した（全員一致）。

¹ 金利が急速に上昇する場合には、迅速かつ適切に国債買入れを実施する。

² ETFおよびJ-REITの原則的な買入れ方針としては、引き続き、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行い、その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。

3. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

引き続き、①新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム、②国債買入れやドルオペなどによる円貨および外貨の上限を設けない潤沢な供給、③ETFおよびJ-REITの積極的な買入れにより、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めていく。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している^(注2)。

^(注1) 賛成：黒田委員、若田部委員、櫻井委員、政井委員、鈴木委員、安達委員、中村委員。反対：片岡委員。欠席：雨宮委員。片岡委員は、物価下押し圧力の強まりへの対応と、コロナ後を見据えた企業の前向きな設備投資を後押しする観点から、長短金利を引き下げること、金融緩和をより強化することが望ましいとして反対した。

^(注2) 片岡委員は、デフレへの後戻りを回避するためにも、財政・金融政策の更なる連携が必要であり、日本銀行としては、政策金利のフォワードガイダンスを、物価目標と関連付けたものに修正することが適当であるとして反対した。

◆「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月20・21日）

本委員会は、令和3年1月20・21日の金融政策決定会合において、貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促していく観点から、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注1)}。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決定）を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙4.のとおり一部改正すること。
5. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」（平成27年3月17日決定）を別紙5.のとおり一部改正すること。
6. 「日本銀行業務方法書中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙6.のとおり一部変更すること。
7. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成22年6月15日決定）を別紙7.のとおり一部変更すること。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

8. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙8.のとおり一部変更すること。

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和78年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金
供給基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

令和~~3~~4年6月30日までの別に定める日とする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和~~7~~8年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期限

8. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、令和~~3~~4年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、令和~~7~~8年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

令和~~3~~4年6月30日までの別に定める日とする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和~~7~~8年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、令和78年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、令和七八年六月三十日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成 22 年 6 月 15 日から実施し、令和 7 年 6 月 30 日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」 中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成24年12月20日から実施し、令和78年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

◆「経済・物価情勢の展望（2021年1月）」の基本的見解を決定する件（1月20・21日）

本委員会は、令和3年1月20・21日の金融政策決定会合において、「経済・物価情勢の展望（2021年1月）」の基本的見解^{注2)}を決定した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2020年12月17、18日開催分）に関する件（1月20・21日）

本委員会は、令和3年1月20・21日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2020年12月17、18日開催分）^{注3)}を承認した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（1月21日公表）。

注3) インターネット・ホームページをご参照ください（1月26日公表）。

(2) 通常会合関係

◆政策委員会月報（令和2年12月）に関する件（1月19日）

本委員会は、令和3年1月19日、政策委員会月報（令和2年12月）を承認した。

2. 報告事項

- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 最近の考査に準ずる調査結果の概要（金融機構局）

令和3年2月19日

日本銀行政策委員会月報（第854号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
中 島 健 至

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室（03-3277-3680〈直通〉）までお寄せください。